平成２２年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目26番11―21号
債務者　西浦　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０号
鹿児島県霧島市国分松木町９番10号　サンシャイン中村１―102
債務者　佐藤由佳里
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
沖縄県那覇市字国場1170番地６　丸茂アパートＢ―202
債務者　眞榮城　弘
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７６号
沖縄県島尻郡南風原町字与那覇530番地の７　エアリーハウスあらかき302
債務者　外間　達也
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４号
北海道虻田郡ニセコ町東山温泉　グリーンリーフホテル内２階明樺寮、住民票上の住所北海道苫小牧市美園町２丁目15番15号　ロイヤルハイム美園Ａ201
債務者　藤谷　賢二
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第９号
北海道虻田郡倶知安町南６条西２丁目２番地
債務者　山本　　聖
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１１号
北海道岩内郡岩内町字大浜31番地の２
債務者　藤田美也子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第４２号
宮城県遠田郡涌谷町字北田17番地６
債務者　八木　静江
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
福井県越前市文京２丁目９番12号　ヤマト荘11号荘
債務者　上杉　利章
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
福井市二の宮４丁目40番３号
債務者　伊佐　雅寿
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
福井市二の宮４丁目40番３号
債務者　伊佐　清江
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
福井県丹生郡越前町青野第27号60番地15
債務者　爲島　健児
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
長野県上田市緑が丘３丁目９番５号　ローズビラさとう102号、前住所長野県上田市保野1027番地１　ハイツ保野105号
債務者　北澤　舞子（旧姓宮島）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７６号
兵庫県伊丹市寺本５丁目228番地飯田荘
債務者　中澤　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４号
佐賀県唐津市二タ子１丁目12番11号
債務者　浦川　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第４６１号
宮崎市神宮東２丁目10番28号　ムツミハイツ神宮207号、申立時の住所宮崎市丸山２丁目115番地１　プレタメゾン丸山202号
債務者　河野　敏郎
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７８号
宮崎市下北方町常盤元996番地４　風月コーポ301号、前住所宮崎市池内町後吾田1256番地７
債務者　眞鍋　栄司
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
宮崎地方裁判所破産係